

日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の運営する私立学校教職員共済制度について、これに加入する県内の私立学校の教職員及びその設置者の掛金負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、私立学校教職員共済制度に係る長期給付事業（以下「補助事業」という。）を行う事業団に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、県内の私立学校の教職員のうち、事業団の私立学校教職員共済制度に加入している者のその年度における標準給与総額に1,000分の8を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の2割を超えない減額に係る変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月29日から施行し、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

年度日本私立学校振興・共済事業団補助事業計画書（報告書）

1 補助金交付申請額等

標準給与総額 円

補助対象事業費 円

補助金交付申請額 円

2 補助事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

注）別紙1及び別紙2を添付すること。

年度補助金算定書

区分 月分												
	人 員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)	人 員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)	人 員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)
4 月												
5 月												
6 月												
7 月												
8 月												
9 月												
10 月												
11 月												
12 月												
1 月												
2 月												
3 月												
計												

注) 区分欄には、学校の種別を記載すること。

年度学校別補助金算定書

区分 月分												
	人員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)	人員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)	人員 (人)	標準給与 (千円)	補助率	補助金額 (円)
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
計												

注) 区分欄には、学校名を記載すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度日本私立学校振興・共済事業団補助事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （差引）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （差引）
計			

日本私立学校振興・共済事業団理事長
○ ○ ○ ○ 様

職氏名



〇〇年度日本私立学校振興・共済事業団補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった日本私立学校振興・共済事業団補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の算定基準額の配分は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、算定基準額の実績額について、日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱（平成11年11月29日付総第894号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。